

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

令和6年度第4号
通算第606号
令和7年3月10日

尼崎市総務局
人事管理部給与課

—期末・勤勉手当及び令和6年度給与改定等について—

◎日時・場所

令和6年11月5日（月）午後3時30分～午後5時5分（中央北生涯学習プラザ 学習室B・C）

◎交渉に先立っての発言（総務局長）

職員団体の皆様におかれては、本市の市政運営上の課題等について理解と協力をいただき、それぞれの所属において尽力いただいていることについて、感謝申し上げます。

さて、今年の人事院勧告においては、約30年ぶりとなる高水準のベースアップが示されたところであるが、その一方で、地域手当の大きくくり化など、均衡の原則を踏まえ、国の給与制度に準拠する中で、必ずしも給料増につながらない内容もある。

こうした状況も踏まえた上で、当局としても人材確保をはじめとする様々な課題に対して、労使間で緊密に協議を図りながら、解決を図っていききたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

◎今回の交渉の主な目的

令和6年10月31日に提出された2024年末一時金に関する要求書等に対する回答を示すとともに、令和6年度給与改定等について提案した。

◎組合への提案・回答

（回答メモ）令和6年10月31日付け「2024年末一時金に関する要求書」に対する回答について [別紙1](#)

（回答メモ）令和6年10月31日付け「2024年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書」に対する回答について [別紙2](#)

（提案メモ）令和6年度 常勤職員の給与改定について [別紙3](#)

（提案メモ）令和6年度 会計年度任用職員の報酬改定について [別紙4](#)

（提案メモ）令和7年度 常勤職員の給与改定について [別紙5](#)

（提案メモ）令和7年度以降 会計年度任用職員の報酬改定について [別紙6](#)

（提案メモ）地域手当の見直しについて [別紙7](#)

（提案メモ）扶養手当の見直しについて [別紙8](#)

(提案メモ) 定年前提任短時間勤務職員への支給手当の拡充について

[別紙 9](#)

(提案メモ) 初任給基準の見直しについて

[別紙 10](#)

(提案メモ) 育児を行う職員の超過勤務の免除範囲の拡大について

[別紙 11](#)

◎具体的な交渉内容

1 12 月期期末手当及び勤勉手当について

協議の要旨

12 月期期末・勤勉手当について、「算定基礎月収額の 2.68 か月分プラス 2 万円」の組合からの要求に対して、「(1) 11 月臨時会において給与条例を改正する場合 定年前職員・会計年度任用職員 2.35 月分、定年前提任短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）1.225 月分」、「(2) (1)以外の場合 定年前職員・会計年度任用職員 2.25 月分、定年前提任短時間勤務職員 1.175 月分。ただし、今後、令和 6 年人事院勧告で示された引上げに相当する条例改正を実施した上で、(1)に基づく支給額との差額を支給。」の回答を行った。

(1) 期末・勤勉手当の算定方法

算定基礎額×支給月数×期間率

(2) 算定基礎額

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

組合の主張	当局の回答
人事院勧告において示された改定どおりの回答が示されているが、給料月額の改定を反映した上での支給の理解でよいのか。	その認識で差し支えない。
育児休業等に対するフォローについては、任期付職員の採用等により補充していくとのことだが、常勤職員が必ず配置されるのか。	男性の育児休業取得者数が年々増加しているため、必ず補充するとは言い切れないが、任期付職員の活用や前倒し採用等により、引き続き努力していきたい。
人事配置上の取組は確認できたが、現に育児休業等により欠員が生じていることは事実であり、配置されていない現状への対応として、給与制度面での改善を求めるといものが今回の要求の趣旨である。これに対する考えは。	給与制度面における措置については、欠員をフォローする職員の範囲を定めづらい等の課題も考えられるところであり、引き続き他都市の状況等を研究していきたい。

6月期の交渉でもそのような趣旨の回答だったが、実際に導入自治体に対して調査を行ったのか。	いくつかの導入自治体に確認したところ、男性の育児休業取得率の向上を目的として、男性の育児休業を理由とする欠員に限定した上で、勤勉手当に一定の加算を講じるものが多い。一方で、欠員が生じる要因は育児休業に限らず、様々な事由により生じるものであることから、対象範囲をどれくらい拡大すべきか等を慎重に判断していく必要がある。
現に欠員が生じていることも踏まえ、段階的に実施することも一つの手段と考えられる。	意見として聞いておく。
人材が確保できない要因はやはり給与面で他都市より劣っていることにありと組合は考えている。	そういった課題を踏まえて、今回提案しているように就活生や転職者が重要視する初任給基準の見直しを実施していく考えである。
初任給基準だけではなく、中堅層以降の職員も含めた全体の処遇改善が必要ではないのか。他都市と比較しても、本市の欠員状況は多いように考えるが。	近隣市においても欠員が生じていないわけではなく、就職先として自治体の人気自体が下がっていることも要因の一つと考える。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

2 令和6年度給与改定等について

協議の要旨

令和6年度の給与改定として給料表及び生活補給金基準額についての改定内容や、令和7年度向けの給料表の見直し等を示した上で協議を行った。

組合の主張	当局の回答
令和6年度の給与改定等について 生活補給金基準額については、3級を用いて設定していたと思うが、今回の改定はその部分の改定によるものということでよいか。	そのとおりである。
非常勤事務補助員の報酬においては、行政職給料表の1級に準拠していたかと思うが、今回もその部分の改定額を用いた改定となっているのか。	そのとおりである。
非常勤事務補助員の報酬決定について、かねてより経験年数の上限が8年目までしかないことを問題と認識しているが、現在において分布が多いのは何年目か。	7年目の報酬を受けている職員が最も多い。

定年前再任用短時間勤務職員の支給手当の拡大について 今回の見直しによって、新たに住居手当が支給される職員はどれくらいか。	支給要件を確認する必要があることから、現在のところ件数は把握できていないが、支給対象者はそれほど多くないと考えている。
扶養手当の見直しについて 見直しの趣旨は。	人事院勧告で示された国の考え方と同様に、民間企業において配偶者の働き方に中立となるよう、配偶者手当の見直しが進められてきている社会状況等を踏まえて見直しを行うものである。
子に係る扶養手当の支給額が増えるのは社会情勢を踏まえると理解できるが、職員の配偶者の中でも介護等を事情に働きたくても働くことができない者も一定数いる。本市独自の対応として、そういった層に対する支給を継続することはできないのか。	現在の扶養手当の支給状況からすれば、子に係る扶養手当の支給件数が多いこともあり、今回の見直しによって総原資は増加するものと考えている。そうした財政面への影響を踏まえると、その他の見直しを実施することは難しい。
育児を行う職員の超過勤務の免除範囲の拡大について これまでの申請件数はどれくらいか。	申請は数件でそれほど多くない。
免除範囲の拡大は組合にとって大変喜ばしいことだが、制度の枠組みを広げても申請件数が少なければ意味が無い。制度拡充に加えて、そうした申請があった場合は配慮できる職場環境になるよう努めてもらいたい。	申請しやすい環境づくりには引き続き努めていく考えである。
違反があった場合に命令権者に対して罰則等はあるのか。	確認しておく。
初任給基準の見直しについて 初任給基準については、これまでも国家公務員に準じた改定等を行ってきたと思うが、見直しを実施するということは国よりも低位にあったということか。	人事院勧告に基づく給与改定等は国に合わせたものとしており、近隣他都市の状況を踏まえて、人材確保の観点から上位の水準となるよう見直しを実施するものである。
見直しに係る在職者調整は1級に限ったものか。	1級だけでなく一部の2級職員にも在職者調整が及ぶものと考えている。
級別のラスパイレス指数を提供してもらえるか。離職防止の観点を踏まえると、若手職員だけでなく中堅層への処遇改善も必要だと考えるが。	級別のラスパイレス指数に関しては、比較対象となる国の級別の情報がないため算出は難しい。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

3 2024 年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書について

協議の要旨

要求書に対する回答を示した上で、具体的な協議を行った。

組合の主張	当局の回答
ライフプラン研修等について 定年引上げに合わせて 60 歳以後の人生設計を考えるために、ライフプラン研修の付与日数を増やすことはできないのか。	取得実績がほとんどない状況を考えると、付与日数の見直しは難しい。
研修という名称や報告書の提出を必須としていること等が取得実績の低さに繋がっているものとする。改善の余地はないのか。	職免である以上、一定程度の厳格な運用は必要であるとするが、どのような制度の在り方が望ましいかという点については検討していく。

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

以 上
(給与課)

令和 6 年 10 月 31 日付け「2024 年末一時金に関する要求書」に対する回答について（メモ）

R 6 . 11 . 5

1 令和 6 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当について

(1) 11 月臨時会において給与条例を改正する場合

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する。

支給日は、令和 6 年 12 月 10 日

<参考>

	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員	1. 275 月	1. 075 月	2. 350 月
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員	0. 7125 月	0. 5125 月	1. 225 月
会計年度任用職員	1. 275 月	1. 075 月	2. 350 月

(2) (1)以外の場合

尼崎市職員の給与に関する条例等の規定に基づき支給する。

支給日は、令和 6 年 12 月 10 日

<参考>

	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員	1. 225 月	1. 025 月	2. 250 月
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員	0. 6875 月	0. 4875 月	1. 175 月
会計年度任用職員	1. 225 月	1. 025 月	2. 250 月

ただし、今後、令和 6 年人事院勧告で示された引上げに相当する条例改正を実施した時点で、上記に基づく支給額との差額を支給する。

2 全単組共通労働条件に関し、共通した協議の場を設け問題解決につとめることについて
交渉については、しかるべき当事者にて対応していくべきものと考えている。

3 会計年度任用職員制度に関することについて

- ① 令和 6 年 11 月 5 日付け「会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」のとおりとする。

非常勤行政事務員については、尼崎市嘱託職員労働組合に回答する。

- ② 非常勤事務補助員の勤務条件は、これまで労使協議に基づき報酬改定等を実施してきたところであり、引き続き必要な事項について協議していく。

非常勤行政事務員については、尼崎市嘱託職員労働組合と協議する。

- 4 子育て・介護等による休業フォローを行う職員（同職未配置）に対し、傾斜配分等の措置を行うことについて

給料上の措置については現行どおりとする。一方で、育児休業等により欠員の生じている職場に対する応援体制の在り方として、今年度より育児休業法に基づく任期付職員を事務職も対象とするなど、引き続き人材確保に努めていく。

- 5 2024 人事院勧告はあくまで国家公務員に対する勧告趣旨を踏まえる中、地域実情ならびに人材確保の観点に立った給与・諸手当とすることについて

令和 6 年 11 月 5 日付け「地域手当の見直しについて（メモ）」のとおりとする。

- 6 職務加算を撤廃し、算定基礎加算を県並に改善することについて

- 9 管理職手当（係長・課長補佐・作業長）廃止に伴う年収減額に伴う役職者加算率を見直すことについて

現行どおりとする。

なお、算定基礎額の詳細については、別記のとおり。

- 7 新人職員の支給率を改善し、中途採用者においては特段の措置を講ずることについて
現行どおりとする。

- 8 4 級格付けを制度化し、中堅層におけるモチベーション向上策を講じることについて

4 級昇格の在り方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な 4 級ポストの管理」を行っており、明確に係長の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性についても引き続き検討していく。

- 10 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

【別 記】 算定基礎額（行政職給料表適用者及び技能労務職給料表適用者）

期末手当：給料月額＋扶養手当＋地域手当＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

勤勉手当：給料月額＋給料月額×0.1＋（給料月額×1.1×別に定める割合）

※ 別に定める割合は、次表のとおりとする（暫定再任用職員を含む。）。

区 分	割 合
課長補佐、係長、技能長及び作業長	10%
主任・作業主任 3級の者のうち当年度4月1日現在30歳以上のもの	5%
上記以外の者	0%

（参考：令和6年12月期支給額等）

区 分	定年前職員	再任用（フル）	再任用（短時間）
平均支給額 （算定基礎額※）	848,468 円 (364,494 円)	360,905 円 (294,617 円)	284,812 円 (232,501 円)
前年度実績 （算定基礎額※）	805,921 円 (353,967 円)	349,112 円 (290,936 円)	273,560 円 (227,967 円)
対前年比	42,547 円 (5.3%増)	11,793 円 (3.4%増)	11,252 円 (4.1%増)

※ 期末手当算定に係る額

平 均 年 齢 40 歳 2 月 （前年同期 39 歳 11 月）

平均勤続年数 15 年 1 月 （前年同期 14 年 11 月）

令和6年10月31日付け「2024年度賃金・労働条件に関する要求ならびにその他の要求書」に対する
回答について（メモ）

R6.11.5

組 合 要 求	回 答
1 賃金引き上げについて (1) 賃金引き上げを行うこと。 (2) 2024 人事院勧告について、その趣旨を踏まえた履行と、地域手当見直しにかかる影響内容を明らかにし、不利益取扱いとならない措置を講じること。	1 (1)・(2) 今年度向けの改定として、令和6年11月5日付け「令和6年10月31日付け「2024年末一時金に関する要求書」に対する回答について（メモ）」、「令和6年度 常勤職員の給与改定について（メモ）」、「令和6年度 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」のとおり実施する。また、次年度以降の改定として、令和6年11月5日付け「令和7年度 常勤職員の給与改定について（メモ）」、「令和7年度 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）」、「地域手当の見直しについて（メモ）」、「扶養手当の見直しについて（メモ）」、「定年前再任用短時間勤務職員への支給手当の拡充について（メモ）」のとおりとする。
2 給料表について (1) 係長給料表（現行4級）、課長補佐給料表（現行5級）を国公7級水準に対応させ改善するとともに、キャリアアップとモチベーション構造に繋げる給与体系とすること。 (2) 技能労務職給料表導入については、合意事項を反故にした背景より、行政職給料表に再度位置付けること。	2 (1) 現行どおりとする。 (2) 技能労務職給料表導入当時から、技能労務職場を取り巻く様々な社会情勢の変化に対応するため、その都度真摯に労使協議を重ねながら現在に至っていると認識しており、一方的に合意事項を反故にしてきたつもりはなく、今後もその姿勢は変わらない。
3 初任給水準の改善並びに中途採用者の賃金格差是正について (1) 年齢別初任給基準を改善し、年齢別最低保障を40歳時点で標準賃金の8割以上（基本給比）を基本給として位置づけ、全職員を対象とすること。 (2) 前歴換算を10/10へ改善をすること。また、1年未満の端数は切り上げること。 (3) 中途採用者の昇格年限は、民間歴を考慮し在級年数の短縮を行うこと。	3 (1) 現行どおりとする。 (2)・(3) 令和5年11月20日に合意している内容（令和5年11月6日付けメモ「初任給決定方法の見直し及び昇格短縮措置の導入について（メモ）」）のとおり運用を行っていく。また、人材確保の取組の一つとして、令和6年11月5日付け「初任給基準の見直しについて（メモ）」のとおりとする。
4 昇格の改善について (1) 高卒経験14年32歳を目途に4級へ昇格させること。 (2) 高卒経験23年41歳を目途に5級へ昇格させること。 (3) 2010年度合意事項である昇任昇格制度について解決を図ること。 ① 保育職場においてチーフ制たる職責付与に対し、直ちに副所長制度を創設し、ポスト化すること。	4 (1)・(2) 現行どおりとする。 (3) ① 4級昇格の在り方については、これまでの協議を踏まえ、各職場に応じた「適正な4級ポストの管理」を行っており、その登用

組 合 要 求	回 答
② 副課長ポストを創設し、5級主幹として位置付けること。 ③ 作業長配置については労使合意を遵守し早急に設置すること。 ④ 人材育成ならびに業務の効率性を向上するための、中間ポストの再整備を行うこと。	に当たっては、所属部局長からの内申に基づき、4級に求められる能力を総合的に評価した上で任用を行っている。 保育職場も含め、今後も明確に係長等の職責を有する職と位置付けることができる役職の配置等の必要性について引き続き検討していく。 ② 現行どおりとする。 ③ 引き続き、その職に求められる能力を総合的に評価した上で登用・配置していく。 ④ 一般職等の人材育成、業務効率性の向上については、事業リーダーである係長級職員や後輩職員の指導、サポートの役割を担っている主事、技師等が中心となり、協力して行うものとする。
5 人事評価制度の運用について (1) 制度の検証と改善について ① 人事制度小委員会を活用した、毎年度の検証と風通しの良い組織づくりに向け、制度の改善について継続し協議を行うこと。 (2) 人事評価者の育成と体制整備について ① 人事評価制度における絶対評価に基づく相対評価化については、評価基準を業務特性に捕らわれない、公平な調整機能が果たされるよう局企画管理課の機能強化とそれに見合う体制整備を行うこと。 ② 学校現場における適正でかつ公平な評価体制を別途構築するとともに、最終的な評価責任を明確にすること。 ③ 10名を超える単位評価を行う部署、または、業務の実態に即した第1評価者を複数名設置すること。	5 (1) ① 人事評価制度の運用に当たっては、人事制度小委員会や職員アンケート等での意見及び評価結果の分析を踏まえながら、制度の検証や見直しを実施しており、今後も継続して同様の対応を行っていく。 近年の評価者研修では、普段の職員同士の関係性の向上が、面談の質の向上や評価の納得性、ひいては人材育成にもつながる等、風通しの良い組織づくりの重要性をテーマの1つとして実施している。 (2) ① これまでも評価者研修や人事評価の通知の際に、絶対評価や相対評価の考え方について、人事評価制度マニュアルや研修テキストの内容を周知し、公平公正な評価・調整が行えるよう取り組んできたところである。こうした取組や調整機能をつかさどる企画管理担当課等への周知に継続して取り組んでいく。 ② 学校現場の職員の評価に当たる校長等に対しては、校長会等において、評価の目的や基準等を毎年度改めて説明しており、また、被評価者である職員に対しては、通知文の添付資料を配布して制度の趣旨等の再周知を行うなどしているところである。適正な人事評価・公平な制度運用を図るためには、そうした取組を引き続き検討し、地道に実施していくことが必要であると考えている。 ③ 評価者が評価事務をスムーズに進めていけるよう、毎年評価者研修を実施し、また、評価者からの制度運用やシステム操作に関する個別の問合せについても、特にきめ細やかな対応に努めているところであるが、人事評価制度の運用に当たっては、人事制度小委員会等の意見、その他分析結果等を踏まえた対応を行っていく。

組 合 要 求	回 答
6 諸手当の改善について (1) 扶養手当 ① 生活実態に即した配偶者に係る扶養手当を支給すること。 ② 勤勉手当にかかる扶養手当を算入すること。 (2) 住居手当 ① 家賃等の支払い者については、家賃に見合う額に引き上げること。 ② 市内・市外居住者を差別なく手当を支給し、持家者については30,000円以上とし、持家者のうちローン支払者については、①による支給とすること。 (3) 通勤手当 ① 交通機関利用者については、必要な額を全額支給すること。 ② 交通用具利用者については、交通機関利用者の通勤手当に見合う額を支給すること。 ③ 通勤にかかる駐輪場使用者に対し、実費相当分を支給すること。 (4) 超過勤務手当 ① 代休や振替の強要をせず、超勤手当を適正に支給すること。また、週内38時間45分を越える振替にかかる超過勤務支給について適性化を図ること。 ② 時間外勤務手当の支給率を150/100に改善し、深夜の時間外勤務手当の支給率を200/100とすること。 ③ 水防等防災配備（0号～3号）について、管理監督者を除く、市外居住職員の初動体制構築強化に向け、市内居住職員に偏重しない体制整備策を示すこと。 また、市内在住職員に偏重した負担を考慮し、諸手当創設を検討すること。 (5) 特殊勤務手当 ① 他市でも規定のある、結核等の一類、二類感染症業務に従事する職員の手当制度を新設すること。 ② 学校現場等における高所作業等においては、国同様特殊勤務手当を支給すること。 ③ 緊急出勤手当を新設すること。 ④ 私債権回収に係る滞納整理業務においては、2010春闘交渉確認事項である特殊勤務手当を支給すること。 ⑤ 36協定職場の検証を行い、特殊な勤務条件職場については、特殊勤務手当を支給すること。 ⑥ 選挙事務従事にかかる投票所と期日前投票所の共用実施を行わないこと。また、空調等の整備が不十分な投票所従事者に対し、労働	6 (1)～(3) 現行どおりとする。 また、配偶者に係る扶養手当について、令和6年11月5日付け「扶養手当の見直しについて（メモ）」のとおりとする。 (4) ① 代休の取得については、飽くまでも本人の選択によるものであり、また、振替命令については、職員の健康管理の観点から適正に発し、必要に応じ超過勤務手当を支給しているところである。 ② 現行どおりとする。 ③ 現行どおりとする。 なお、水防等の防災に係る人員配備に関する権限は、災害警戒本部及び災害対策本部の各部長にあることを明確化し、水防等業務を適切に実施するための配備態勢の決定に当たっては、各部において必要な人員や登庁に要する時間等を総合的に考慮して決定しており、市内在住者優先として一律に位置付けているものではない。 (5) ①～⑤ 現行どおりとし、今後とも必要に応じて検討・協議していく。 ⑥ 期日前投票所については、市民サービスへの影響等を踏まえる、直ちに場所や数の見直しを行うことは現実的に難しいが、引

組 合 要 求	回 答
安全衛生法不履行の観点に基づき不快手当を新設し割増手当を支給すること。 ⑦ 選挙に従事する会計年度任用職員の手当について引き上げること。 (6) 36 協定について ① 36 協定を所属にも十分周知するとともに本庁職場も同様に責任の所在を明確にすること。また、全ての職場における法外な超過勤務命令については、命令権者に対する具体的指導体制を確立し厳正な対応を行うこと。 ② 変形労働制を採用する職場に従事させる際、労働条件の提示と本人同意の上配置すること。 ③ 変形労働制を採用している職場については、その特殊勤務条件に配慮し、休日を特定の曜日となるよう努めること。 (7) 管理職手当（作業長・係長・課長補佐）に関して ① 新たな役職者手当として支給すること。 (8) 法定設置義務資格職の処遇改善について ① 建築主事の補職が発令されている職員に対する、期末・勤勉手当の役職者加算の加算措置額を増額すること。 また、建築主事補職発令期間中の職務・職責に対する手当等（手当、特別昇給等）を支給すること。 ② 建築基準適合判定資格者登録助成のみならず、建築士及び電気主任技術者等の資格助成制度の拡充（受験費用・登録費用・受講費用等に対する範囲及び上限額の拡大等）を図ること。 ③ 建築士法上の職務・職責下において、職員に設計及び監理上の指導監督を行う職員に対する期末・勤勉手当の役職者加算の加算措置を講ずること。 また、上記職務・職責が生じる期間中の職務・職責に対する手当等（手当、特別昇給等）を支給すること。 ④ 電気主任技術者、防火管理者、危険物取扱責任者及び廃棄物処理施設技術管理者等の補職が発令されている職員に対する、期末・勤勉手当の役職者加算の加算措置を講ずること。 また、上記補職発令期間中の職務・職責に対する手当等（手当、特別昇給等）を支給すること。	き続き、投票率の向上策なども含め、必要に応じて検討を行っていく。また、選挙事務については、投票日前日の準備作業、当日の投開票事務いずれにおいても特殊勤務手当を支給しているが、各投票所に係る個別の事情によって、職場環境や選挙事務の程度等に差が生じていることに対しては改善に努めていきたい。 ⑦ 当日投票所で従事する会計年度任用職員（非常勤事務補助員）の報酬については、非常勤事務補助員の報酬水準を基に算出しており、適当であると考えている。 (6) ① 36 協定については、通知文等により周知を図っているところである。今後も引き続き必要な周知・指導を行い、協定内容の遵守に努めていくとともに、本庁職場等についても 36 協定等の趣旨を踏まえ、適切な労務管理を行うよう注意喚起や呼び掛けを行っていく。 ② 職員の人事配置については、変形労働時間制職場を含めて、人事異動の一環として配置を行っているが、これまでも職員の生活実態（育児・介護や健康状況等）に応じて可能な範囲の中で配慮を行ってきており、今後も同様とする。 ③ 変形労働時間制職場全てについて、休日を特定の曜日となるようにすることは困難であるが、各職場の業務実態に応じ、可能な範囲の中で努めている。 (7) ① 現行どおりとする。 (8) ①～④ 現行どおりとする。

組 合 要 求	回 答
(9) 育児応援に関すること ① 育児応援手当創設について 育児休業等取得する所属担当係員に対し、応援フォロー措置とした諸手当を整備すること。 ② 育児参加、家族看護、配偶者出産にかかる休暇等を特別休暇として40日付与すること。 7 懲戒処分等、当事者弁護制度の構築について (1) 懲戒処分等、不利益処分を講ずる当該職員の弁明機会を保障する上で、当該職員同意ないし希望する場合は、処分調査過程において弁護の機会を保障し第三者関与を認めること。 8 セクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関すること (1) 近年顕著となるハラスメント事象は、当事者の無自覚によることも多く、管理監督者を中心とする意識の向上と、労使でハラスメント解消を目的とする協議会を設置すること。 9 定年制度と再任用職員の処遇について (1) 定年年齢引き上げに伴い、職場環境整備、定数取り扱い、人材育成と新陳代謝の課題を解決する上で、継続した労使協議を継続していくこと。 10 会計年度任用職員制度の改善について (1) 行政事務員との制度不整合を是正すること。 (2) 人材獲得難の最中において3年毎の採用試験（検証）実施を行わないこと。 (3) 各種諸手当を拡充すること。 (4) 経験年数に応じた職務給の拡大を図ること。 (5) 人事評価ならびに職務行動評価に基づき、有能な人材は常勤職員として登用できる制度を確立すること。	(9) ① 給料上の措置については現行どおりとする。一方で、育児休業等により欠員の生じている職場に対する応援体制の在り方として、今年度より育児休業法に基づく任期付職員を事務職も対象とするなど、引き続き人材確保に努めていく。 ② 現行どおりとする。 7 (1) 事情聴取については、事実関係を把握することを目的として関係職員に対し行っているものであり、職員が事実を誠実に述べる機会である。そうした中で、所属長や各部局企画管理担当課職員も立ち会っており、公正公平な形で実施している。 仮に、事情聴取に際して、その内容にパワーハラスメント等の不当行為があったと感じたならば、別途設置している外部相談窓口にて、弁護士に相談することも可能である。 8 (1) セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントについては、外部講師を招いた管理監督者向けの研修の実施や副市長通達による職員への啓発のほか、コンプライアンス推進週間のテーマとして全庁的に職場ミーティングを実施するなど、機会を捉え職員への周知啓発を行い、その未然防止に努めている。今後も様々な形で寄せられた情報や相談に対応するとともに、全職員に対してハラスメント防止の意識向上に向けた取組を引き続き実施していく。 9 (1) 今後も引き続き、定年引上げに係る必要な事項については協議していく。 10 (1)・(3)・(4) 現行どおりとする。 (2) 再度任用時の公募試験の実施については、尼崎市嘱託職員労働組合と協議していく。 (5) 会計年度任用職員を常勤職員として採用する場合には、競争試験等により常勤職員としての能力の実証を改めて行う必要があり、地

組 合 要 求	回 答
(6) 採用困難職種への対応について ① 連年欠員を発生させている職種については、常勤職配置ならびに処遇改善を図ること。 ア やむを得ず欠員補充（代替）対応する際、無資格行政事務員の補充を選択できるようにし、それに伴う所属事務負担を求めないこと。 ② 主任ケアマネ等職種についてはフルタイム化または常勤職化を図ること。 11 障害者差別解消法にかかる改善について (1) 各障害別に即した、就労環境の整備と、障害者雇用におけるサポート体制を確立すること。 (2) 情報保障に関すること ① 各所属（係）の事務分掌に同項を付記し、担当職員を配置すること。 ② 手話通訳、PC 要約の出来る職員登録制度を設けること。 ③ 人事課・人材育成担当の手話通訳士を増員すること。 ④ 当該職員に各1台ずつ音声変換タブレット等を設置すること。	方公務員法で定める平等取扱いの原則を踏まえ、いかなる優先権をも与えることはできないが、会計年度任用職員として尽力されている経験が試験において生かされることはあり得ると考えている。 (6) ① 担うべき業務の性質に着目し、非常勤行政事務員を配置しているものであるが、勤勉手当の支給に向けた整備を進めるほか、人員の確保策について協議をしていきたい。 ア 非常勤行政事務員の欠員対応として、そのポストに本来求められる知識・経験を有していない者を任用する場合は、担う業務を整理した上で非常勤事務補助員により対応することになるが、その際に業務量に関する詳細な資料の作成は必ずしも必要ではない。 ② 当該専門職については、担うべき業務の性質に着目し、非常勤行政事務員を配置しているところであり、また、その勤務時間については、それぞれの職が担う職務・職責を十分に勘案してその業務に見合った業務量等を精査した上で設定しており、現在のところフルタイム・常勤職員化は考えていない。 11 (1) 令和2年度策定の障害者活躍推進計画に基づき、能力開発支援担当において、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィス up×3」を立ち上げ、「障害のある職員の職業生活相談窓口」、就労パスポートの作成、合理的配慮に係る研修（障害者活躍推進研修）、障害者雇用活躍推進チームの活動、障害のある非常勤事務補助員（スタッフ）の各課配置や、自己申告書に「合理的配慮」の項目を追加するなどの各取組を進めているところである。こうした取組を通して、引き続き、職員全体の障害に対する理解や意識を醸成していく。 (2) ①・②・③・⑥・⑦ 情報保障については、様々な実施方法があることから、どういった実施方法が良いか、今後も引き続き検討し、対応していく。 なお、事務分掌は各所属が担う個々の業務について規定しているものであり、「情報保障に関すること」はこれになじまない。 手話通訳士については、平成28年度から人事課に非常勤の職員として配置しているが、その増員の必要性は、活用状況等を踏まえながら検討していきたい。 ④ 行政事務支援システム用パソコンのWindows10には音声認識が標準機能で搭載されているため、当該機能での対応をお願いする。また、令和元年度に研修等における情報保障として音声認識ソフトを導入したところであるが、令和5年度及び令和6年度に

組 合 要 求	回 答
⑤ 各研修・学習会開催における情報保障を確保すること。 ⑥ 休憩時間等がわかるよう、視覚的効果のある器具の設置ならびに職員間対応について具体的手法を協議すること。 ⑦ 庁内設置手話通訳士を職員間で相互活用すること、市民対応への充実の観点で正規化し、人員を増員すること。 ⑧ 内臓疾患（人工透析）を患っている職員のフォロー（人員増）体制を早急に行うこと。	において情報保障専用分に加え、専用ではないものの音声認識ソフトの数を増やしている。令和7年度においても、さらに音声認識ソフトの数を増やし、利用機会の増を図る予定である。 ⑤ 人材育成担当が実施する各種研修については、限られた予算の範囲内ではあるが、手話通訳や PC 要約、自動翻訳システムを活用した情報保障などを実施している。その他学習会における情報保障の必要性については、手話研修等を通じて全庁に向けた啓発を引き続き行っていく。 ⑧ 職員の健康状況については、育児や介護と同様に人事配置において意を用いるものと考えており、配置調整後のフォローは、そうした状況を踏まえ、各部局・職場において図っていただくものと考えているが、例えば学校現場（校務員）においては、作業長を含めた3人体制の学校へ配置するなど、全体配置を考慮する中で可能な配慮を行っているほか、年度途中で欠員等が生じた場合は、派遣校務員の活用も可能であると考えている。
12 休暇・休職制度について (1) 2007 年に労使合意した年次有給休暇の積み立て制度を実現し、子育て、介護に特化した形態による内容とすること。また 2021 人事院勧告における各種休暇制度の新設については、これまでの経過を踏まえ県職同様の両立支援休暇等も含めた、本市オリジナル制度として確立すること。 (2) 夏季休暇について時間単位の取得も認めること。 (3) リフレッシュ休暇取得対象の所属長ならびに所属に対し、取得しやすい職場環境整備と所属長に対し取得状況を把握報告させるよう義務付けること。また、取得状況も含めた検証協議を継続して行うこと。 (4) 他市でも導入拡大の動きのあるリフレッシュ休暇を勤続 40 年でも創設すること。 (5) ライフプラン研修休暇の取得手段を緩和すること。 (6) 感染症（インフルエンザ含む）等における集団感染を防ぐ特別休暇を制度化すること。 (7) 短期介護休暇における要件緩和を行うこと。 ① 核家族化の影響に伴い、叔父、叔母等も含めた取得要件を可能とすること。 ② 介護予防、フレイルを目的とした取得要件を拡大すること。 ③ 同制度内容で常時介護とした判断基準と並列扱いとする表現を改めること。	12 (1)～(6) 現行どおりとする。 (7) ① 短期の介護休暇等の取得要件について、今後ニーズを把握し、検証していく。 ② 現行どおりとする。 ③ 取得に当たり、齟齬の生じない表現へと改めることとする。

組 合 要 求	回 答
13 環境整備および被服等について (1) 本庁舎を中心とするトイレ整備を行うこと。特に女性トイレにおいてはパウダールームを設けるなど、市民及び職員に喜ばれる環境整備に努めること。 (2) 執務環境に対応した熱中症対策予算を所属ごとに確立し、命に係わる同予算を一律枠配取扱いとしないこと。特に、工事監督及び現場調査業務等に従事する技術職並びに技能労務職の被服に空調服（ファン付き被服）を貸与し、熱中症予防対策を講じること。	13 (1) 本庁舎のトイレ整備については、特に要望の多かったトイレの洋式化を各館各階に1か所以上となるように改修工事を行ってきたところである。 また、女性トイレのパウダールーム設置については、トイレのスペースが限られている中で拡張が難しいため、現状のレイアウトから変更できないと考えている。 (2) 被服については、枠配予算扱いとはせず、貸与サイクルに応じて必要な枚数分の予算を措置しているところである。また、空調服については、令和7年度より、主として屋外での業務に従事する技術職並びに技能労務職等を対象に、空調服の貸与を行う予定である。
14 事務・技術転籍者のサポート体制再構築について 事務・技術転籍後にメンタル不調を起因とした私療休暇・休職に至るケースが続出している実態に鑑み、現行のサポート体制の問題を点検・検証を継続していくこと。 (1) 画一的に行政職として位置付けることなく、技能労務職として培った知識・経験・ノウハウ等、これまでの職業キャリアを活用できる、人材育成・活用策を構築すること。 (2) 技能・技術・事務が総合的に経験できる、事務・技術学び期間及び事務転籍後の人材育成に特化した受入れ職場を確保すること。 (3) 事務・技術学び期間を個々人能力に応じた期間とし柔軟に対応すること。 (4) 事務・技術学び期間満了後の配属先については、本人意向を最大限尊重し、欠員が恒常的に発生しているなど、いわゆる配置困難職場に配属しないこと。 (5) 配属後の所属には、本人意向がある場合を除き原則として3年以上配属させること。	14 (1) 平成27年の方針（平成27年10月20日付け「今後の超少子高齢社会に対応するための行政執行体制の在り方について」）に基づくアウトソーシングに当たっては、市として一定の技術・知識を保持していくことができるように、行政職としての職責を付加した業務を新たに設けることを検討しているところであり、引き続き、その職業キャリアの活用や人材育成手法の見直しなども含め、転職制度の改善を図っていく。 (2) 事務・技術学び期間及び転職後の職員の配置に当たっては、人材育成の視点や本人の適性その他市全体の様々な状況を勘案し、職場状況等を踏まえた柔軟な対応、サポート体制の充実に努めていく。 (3) 事務・技術学び期間については、現在、2年間の原則としつつも、事務・技術学び期間評価を踏まえた短縮や延長を可能としており、個々の状況を踏まえた対応に引き続き努めていく。 (4) 人事配置については、職員一人ひとりの意向も尊重しつつ、人材育成の視点や本人の適性その他市全体の様々な状況を勘案して行うものであり、本人の意向どおりに必ずしも配置できるものではないが、行政職としての経験がない又は浅い職員の配置については、引き続き意を用いていく。 (5) 本人意向も尊重しつつ、人材育成の視点や本人の適性その他市全体の様々な状況を勘案する中で、3年以上の配属を原則とするまでは言えないが、配属後の個々の状況に応じた人事配置調整に努めていく。
15 緊急措置要求 (1) 基幹系システム標準化と保守体制について 税務・市民・国保・後期・介護における基幹系システムの標準化対	15 (1) 職員定数については、本市の厳しい財政状況や少子高齢化が進む中でも、持続可能な執行体制を構築する必要があるため、職員数に

組 合 要 求	回 答
応に伴う人員を早急に配置すること。	合わせた業務量の調整を行いつつ、それぞれの職場における業務の性質や量、繁閑などを踏まえた配置に努めており、国の標準化対応についても同様に対応していく。

本回答に対する諾否については、令和6年11月18日までにされたい。

以 上
(給与課)

令和 6 年度 常勤職員の給与改定について（メモ）

R6.11.5

1 改定内容

(1) 給料表

行政職給料表について、別紙のとおり改定する。

(2) 生活補給金基準額

給料表の改定に伴い、行政職給料表適用者の生活補給金に係る基準額について、次のとおり改定する。

年齢	現行	改定後	引上額
30 歳	227,000 円	241,100 円	14,100 円
31 歳	231,800 円	245,300 円	13,500 円
32 歳	236,200 円	249,400 円	13,200 円
33 歳	241,500 円	253,800 円	12,300 円
34 歳	247,000 円	257,900 円	10,900 円
35 歳	252,900 円	262,300 円	9,400 円
36 歳	257,800 円	266,300 円	8,500 円
37 歳	263,800 円	271,300 円	7,500 円
38 歳	269,500 円	276,200 円	6,700 円
39 歳	274,700 円	280,300 円	5,600 円
40 歳以上 55 歳未満	279,700 円	284,600 円	4,900 円

2 適用日

令和 6 年 4 月 1 日

3 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

＜行政職給料表＞

1級							2級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)				
1	162,400	1,100	183,800	1,100	21,400	13.18	1	194,200	1,200	218,400	2,100	24,200	12.46
2	163,500	1,100	184,900	1,100	21,400	13.09	2	195,400	1,400	220,500	2,100	25,100	12.85
3	164,600	1,100	186,000	1,100	21,400	13.00	3	196,800	1,600	222,600	2,200	25,800	13.11
4	165,700	1,200	187,100	1,200	21,400	12.91	4	198,400	1,500	224,800	900	26,400	13.31
5	166,900	1,200	188,300	1,200	21,400	12.82	5	199,900	1,500	225,700	900	25,800	12.91
6	168,100	1,100	189,500	1,100	21,400	12.73	6	201,400	1,800	226,600	800	25,200	12.51
7	169,200	1,100	190,600	1,100	21,400	12.65	7	203,200	1,600	227,400	900	24,200	11.91
8	170,300	1,200	191,700	1,800	21,400	12.57	8	204,800	1,400	228,300	1,600	23,500	11.47
9	171,500	1,300	193,500	1,800	22,000	12.83	9	206,200	1,600	229,900	1,300	23,700	11.49
10	172,800	1,300	195,300	1,800	22,500	13.02	10	207,800	1,700	231,200	1,300	23,400	11.26
11	174,100	1,300	197,100	1,900	23,000	13.21	11	209,500	1,700	232,500	1,500	23,000	10.98
12	175,400	1,200	199,000	1,500	23,600	13.45	12	211,200	1,500	234,000	1,000	22,800	10.80
13	176,600	1,900	200,500	2,200	23,900	13.53	13	212,700	1,600	235,000	900	22,300	10.48
14	178,500	2,000	202,700	2,300	24,200	13.56	14	214,300	1,800	235,900	1,500	21,600	10.08
15	180,500	2,000	205,000	2,400	24,500	13.57	15	216,100	1,700	237,400	1,500	21,300	9.86
16	182,500	1,800	207,400	2,000	24,900	13.64	16	217,800	1,700	238,900	1,500	21,100	9.69
17	184,300	2,000	209,400	2,200	25,100	13.62	17	219,500	1,600	240,400	1,600	20,900	9.52
18	186,300	1,900	211,600	2,000	25,300	13.58	18	221,100	1,500	242,000	1,400	20,900	9.45
19	188,200	2,000	213,600	2,200	25,400	13.50	19	222,600	1,500	243,400	1,400	20,800	9.34
20	190,200	2,000	215,800	2,200	25,600	13.46	20	224,100	1,500	244,800	1,400	20,700	9.24
21	192,200	1,900	218,000	2,100	25,800	13.42	21	225,600	1,600	246,200	1,600	20,600	9.13
22	194,100	2,000	220,100	2,100	26,000	13.40	22	227,200	1,400	247,800	1,200	20,600	9.07
23	196,100	2,000	222,200	2,200	26,100	13.31	23	228,600	1,500	249,000	1,300	20,400	8.92
24	198,100	1,600	224,400	900	26,300	13.28	24	230,100	1,500	250,300	1,300	20,200	8.78
25	199,700	1,500	225,300	900	25,600	12.82	25	231,600	1,600	251,600	1,300	20,000	8.64
26	201,200	1,400	226,200	800	25,000	12.43	26	233,200	1,700	252,900	1,200	19,700	8.45
27	202,600	1,500	227,000	900	24,400	12.04	27	234,900	1,500	254,100	1,100	19,200	8.17
28	204,100	1,600	227,900	1,600	23,800	11.66	28	236,400	1,500	255,200	1,200	18,800	7.95
29	205,700	1,500	229,500	1,300	23,800	11.57	29	237,900	1,200	256,400	1,000	18,500	7.78
30	207,200	1,500	230,800	1,300	23,600	11.39	30	239,100	1,500	257,400	900	18,300	7.65
31	208,700	1,700	232,100	1,500	23,400	11.21	31	240,600	1,400	258,300	900	17,700	7.36
32	210,400	1,300	233,600	1,000	23,200	11.03	32	242,000	1,300	259,200	900	17,200	7.11
33	211,700	1,100	234,600	800	22,900	10.82	33	243,300	1,100	260,100	1,100	16,800	6.91
34	212,800	1,200	235,400	900	22,600	10.62	34	244,400	1,200	261,200	600	16,800	6.87
35	214,000	1,400	236,300	1,100	22,300	10.42	35	245,600	1,400	261,800	1,000	16,200	6.60
36	215,400	1,400	237,400	1,200	22,000	10.21	36	247,000	1,200	262,800	900	15,800	6.40
37	216,800	1,200	238,600	1,000	21,800	10.06	37	248,200	1,200	263,700	900	15,500	6.24
38	218,000	1,100	239,600	900	21,600	9.91	38	249,400	1,100	264,600	900	15,200	6.09
39	219,100	1,400	240,500	1,200	21,400	9.77	39	250,500	1,200	265,500	1,100	15,000	5.99
40	220,500	1,300	241,700	1,100	21,200	9.61	40	251,700	1,000	266,600	900	14,900	5.92
41	221,800	1,400	242,800	1,200	21,000	9.47	41	252,700	900	267,500	700	14,800	5.86
42	223,200	1,200	244,000	1,000	20,800	9.32	42	253,600	800	268,200	700	14,600	5.76
43	224,400	1,100	245,000	900	20,600	9.18	43	254,400	900	268,900	900	14,500	5.70
44	225,500	1,000	245,900	800	20,400	9.05	44	255,300	800	269,800	700	14,500	5.68
45	226,500	1,000	246,700	800	20,200	8.92	45	256,100	800	270,500	800	14,400	5.62
46	227,500	1,000	247,500	800	20,000	8.79	46	256,900	1,100	271,300	800	14,400	5.61
47	228,500	1,100	248,300	900	19,800	8.67	47	258,000	1,200	272,100	800	14,100	5.47
48	229,600	700	249,200	400	19,600	8.54	48	259,200	900	272,900	500	13,700	5.29
49	230,300	800	249,600	500	19,300	8.38	49	260,100	1,200	273,400	700	13,300	5.11
50	231,100	800	250,100	500	19,000	8.22	50	261,300	1,200	274,100	800	12,800	4.90
51	231,900	800	250,600	500	18,700	8.06	51	262,500	900	274,900	600	12,400	4.72
52	232,700	600	251,100	300	18,400	7.91	52	263,400	1,200	275,500	800	12,100	4.59
53	233,300	800	251,400	500	18,100	7.76	53	264,600	1,200	276,300	800	11,700	4.42
54	234,100	900	251,900	500	17,800	7.60	54	265,800	1,200	277,100	800	11,300	4.25
55	235,000	600	252,400	300	17,400	7.40	55	267,000	1,200	277,900	800	10,900	4.08
56	235,600	600	252,700	400	17,100	7.26	56	268,200	1,200	278,700	900	10,500	3.91
57	236,200	800	253,100	300	16,900	7.15	57	269,400	1,100	279,600	800	10,200	3.79
58	237,000	800	253,400	300	16,400	6.92	58	270,500	1,200	280,400	900	9,900	3.66
59	237,800	500	253,700	300	15,900	6.69	59	271,700	1,000	281,300	700	9,600	3.53
60	238,300	800	254,000	300	15,700	6.59	60	272,700	900	282,000	700	9,300	3.41
61	239,100	700	254,300	300	15,200	6.36	61	273,600	1,100	282,700	800	9,100	3.33
62	239,800	600	254,600	300	14,800	6.17	62	274,700	900	283,500	700	8,800	3.20
63	240,400	300	254,900	300	14,500	6.03	63	275,600	800	284,200	500	8,600	3.12
64	240,700	700	255,200	300	14,500	6.02	64	276,400	700	284,700	500	8,300	3.00
65	241,400	400	255,500	300	14,100	5.84	65	277,100	1,000	285,200	700	8,100	2.92
66	241,800	400	255,800	300	14,000	5.79	66	278,100	1,100	285,900	900	7,800	2.80
67	242,200	400	256,100	300	13,900	5.74	67	279,200	1,000	286,800	700	7,600	2.72
68	242,600	500	256,400	300	13,800	5.69	68	280,200	700	287,500	500	7,300	2.61
69	243,100	300	256,700	300	13,600	5.59	69	280,900	700	288,000	300	7,100	2.53
70	243,400	400	257,000	300	13,600	5.59	70	281,600	900	288,300	600	6,700	2.38
71	243,800	200	257,300	300	13,500	5.54	71	282,500	800	288,900	500	6,400	2.27
72	244,000	300	257,600	300	13,600	5.57	72	283,300	500	289,400	100	6,100	2.15
73	244,300	300	257,900	300	13,600	5.57	73	283,800	400	289,500	400	5,700	2.01
74	244,600	300	258,200	300	13,600	5.56	74	284,200	500	289,900	400	5,700	2.01
75	244,900	300	258,500	300	13,600	5.55	75	284,700	700	290,300	500		

1 級							2 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	246,600	300	260,600	300	14,000	5.68	82	288,500	600	292,200	600	3,700	1.28
83	246,900	200	260,900	300	14,000	5.67	83	289,100	500	292,800	500	3,700	1.28
84	247,100	300	261,200	300	14,100	5.71	84	289,600	400	293,300	300	3,700	1.28
85	247,400	200	261,500	300	14,100	5.70	85	290,000	300	293,600	300	3,600	1.24
86	247,600	100	261,800	300	14,200	5.74	86	290,300	500	293,900	500	3,600	1.24
87	247,700	100	262,100	300	14,400	5.81	87	290,800	300	294,400	300	3,600	1.24
88	247,800	100	262,400	300	14,600	5.89	88	291,100	400	294,700	400	3,600	1.24
89	247,900	200	262,700	300	14,800	5.97	89	291,500	300	295,100	300	3,600	1.23
90	248,100	300	263,000	300	14,900	6.01	90	291,800	400	295,400	400	3,600	1.23
91	248,400	100	263,300	300	14,900	6.00	91	292,200	400	295,800	400	3,600	1.23
92	248,500	400	263,600	300	15,100	6.08	92	292,600	300	296,200	300	3,600	1.23
93	248,900		263,900		15,000	6.03	93	292,900	500	296,500	500	3,600	1.23
							94	293,400	400	297,000	400	3,600	1.23
							95	293,800	400	297,400	400	3,600	1.23
							96	294,200	200	297,800	200	3,600	1.22
							97	294,400	500	298,000	500	3,600	1.22
							98	294,900	500	298,500	400	3,600	1.22
							99	295,400	500	298,900	500	3,500	1.18
							100	295,900	500	299,400	500	3,500	1.18
							101	296,400	400	299,900	400	3,500	1.18
							102	296,800	500	300,300	500	3,500	1.18
							103	297,300	500	300,800	500	3,500	1.18
							104	297,800	500	301,300	500	3,500	1.18
							105	298,300	400	301,800	400	3,500	1.17
							106	298,700	500	302,200	500	3,500	1.17
							107	299,200	500	302,700	500	3,500	1.17
							108	299,700	300	303,200	300	3,500	1.17
							109	300,000	500	303,500	500	3,500	1.17
							110	300,500	500	304,000	500	3,500	1.16
							111	301,000	500	304,500	400	3,500	1.16
							112	301,500	300	304,900	300	3,400	1.13
							113	301,800	500	305,200	500	3,400	1.13
							114	302,300	400	305,700	400	3,400	1.12
							115	302,700	500	306,100	400	3,400	1.12
							116	303,200	300	306,500	300	3,300	1.09
							117	303,500		306,800		3,300	1.09
再任用	188,700		192,000		3,300	1.75	再任用	216,200		219,500		3,300	1.53

3 級							4 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	223,500	1,900	243,900	1,900	20,400	9.13	1	224,300	1,900	249,300	1,000	25,000	11.15
2	225,400	1,900	245,800	1,900	20,400	9.05	2	226,200	1,900	250,300	900	24,100	10.65
3	227,300	1,900	247,700	1,900	20,400	8.97	3	228,100	1,900	251,200	1,100	23,100	10.13
4	229,200	1,900	249,600	1,900	20,400	8.90	4	230,000	1,900	252,300	1,000	22,300	9.70
5	231,100	1,900	251,500	1,900	20,400	8.83	5	231,900	1,900	253,300	1,200	21,400	9.23
6	233,000	1,900	253,400	1,900	20,400	8.76	6	233,800	1,900	254,500	900	20,700	8.85
7	234,900	1,900	255,300	1,900	20,400	8.68	7	235,700	1,900	255,400	1,900	19,700	8.36
8	236,800	1,900	257,200	1,900	20,400	8.61	8	237,600	1,900	257,300	1,900	19,700	8.29
9	238,700	1,900	259,100	1,900	20,400	8.55	9	239,500	1,900	259,200	1,900	19,700	8.23
10	240,600	1,800	261,000	1,300	20,400	8.48	10	241,400	1,900	261,100	1,300	19,700	8.16
11	242,400	1,800	262,300	1,400	19,900	8.21	11	243,300	1,900	262,400	1,400	19,100	7.85
12	244,200	1,600	263,700	1,200	19,500	7.99	12	245,200	1,900	263,800	1,200	18,600	7.59
13	245,800	1,500	264,900	1,300	19,100	7.77	13	247,100	2,000	265,000	1,300	17,900	7.24
14	247,300	1,700	266,200	1,100	18,900	7.64	14	249,100	2,000	266,300	1,100	17,200	6.90
15	249,000	1,700	267,300	1,200	18,300	7.35	15	251,100	1,700	267,400	1,200	16,300	6.49
16	250,700	1,500	268,500	1,100	17,800	7.10	16	252,800	1,700	268,600	1,600	15,800	6.25
17	252,200	1,200	269,600	1,100	17,400	6.90	17	254,500	1,800	270,200	1,800	15,700	6.17
18	253,400	1,600	270,700	1,200	17,300	6.83	18	256,300	1,900	272,000	1,900	15,700	6.13
19	255,000	1,300	271,900	800	16,900	6.63	19	258,200	1,700	273,900	1,700	15,700	6.08
20	256,300	1,600	272,700	1,300	16,400	6.40	20	259,900	1,800	275,600	1,800	15,700	6.04
21	257,900	1,400	274,000	1,100	16,100	6.24	21	261,700	1,800	277,400	1,800	15,700	6.00
22	259,300	1,300	275,100	1,100	15,800	6.09	22	263,500	2,000	279,200	2,000	15,700	5.96
23	260,600	1,600	276,200	1,400	15,600	5.99	23	265,500	1,700	281,200	1,700	15,700	5.91
24	262,200	1,200	277,600	1,100	15,400	5.87	24	267,200	1,800	282,900	1,800	15,700	5.88
25	263,400	1,500	278,700	1,300	15,300	5.81	25	269,000	1,600	284,700	1,600	15,700	5.84
26	264,900	1,100	280,000	1,100	15,100	5.70	26	270,600	1,900	286,300	1,900	15,700	5.80
27	266,000	1,200	281,100	1,200	15,100	5.68	27	272,500	1,700	288,200	1,700	15,700	5.76
28	267,200	1,200	282,300	1,100	15,100	5.65	28	274,200	1,500	289,900	1,500	15,700	5.73
29	268,400	1,500	283,400	1,400	15,000	5.59	29	275,700	1,300	291,400	1,200	15,700	5.69
30	269,900	1,400	284,800	1,200	14,900	5.52	30	277,000	1,600	292,600	1,600	15,600	5.63
31	271,300	1,500	286,000	1,100	14,700	5.42	31	278,600	1,700	294,200	1,500	15,600	5.60
32	272,800	1,600	287,100	1,300	14,300	5.24	32	280,300	2,000	295,700	1,600	15,400	5.49
33	274,400	1,300	288,400	800	14,000	5.10	33	282,300	1,600	297,300	1,100	15,000	5.31
34	275,700	1,700	289,200	1,200	13,500	4.90	34	283,900	1,700	298,400	1,200	14,500	5.11
35	277,400	1,600	290,400	1,300	13,000	4.69	35	285,600	1,700	299,600	1,300	14,000	4.90
36	279,000	1,700	291,700	1,400	12,700	4.55	36	287,300	2,000	300,900	1,700	13,600	4.73
37	280,700	1,900	293,100	1,600	12,400	4.42	37	289,300	2,100	302,600	1,700	13,300	4.60
38	282,600	1,600	294,700	1,100	12,100	4.28	38	291,400	1,700	304,300	1,300	12,900	4.43
39	284,200	1,500	295,800	1,000	11,600	4.08	39	293,100	1,800	305,600	1,300	12,500	4.26
40	285,700	1,700	296,800	1,300	11,100	3.89	40	294,900	1,400	306,900	1,000	12,000	4.07
41	287,400	1,100	298,100	1,100	10,700	3.72	41	296,300	1,500	307,900	1,300	11,600	3.91
42	288,500	1,600	299,200	1,200	10,700	3.71	42	297,800	1,900	309,200	1,600	11,400	3.83
43	290,100	1,600	300,400	1,200	10,300	3.55	43	299,700	2,100	310,800	1,700	11,100	3.70
44	291,700	1,300	301,600	1,000	9,900	3.39	44	301,800	2,000	312,500	1,600	10,700	3.55
45	293,000	1,700	302,600	1,500	9,600	3.28	45	303,800	1,800	314,100	1,600	10,300	3.39
46	294,700	1,800	304,100	1,500	9,400	3.19	46	305,600	1,900	315,700	1,700	10,100	3.30
47	296,500	1,600	305,600	1,300	9,100	3.07	47	307,500	2,000	317,400	1,700	9,900	3.22
48	298,100	1,700	306,900	1,400	8,800	2.95	48	309,500	2,000	319,100	1,700	9,600	3.10
49	299,800	1,500	308,300	1,300	8,500	2.84	49	311,500	1,700	320,800	1,500	9,300	2.99
50	301,300	1,600	309,600	1,300	8,300	2.75	50	313,200	2,200	322,300	2,000	9,100	2.91
51	302,900	1,700	310,900	1,500	8,000	2.64	51	315,400	1,900	324,300	1,600	8,900	2.82
52	304,600	1,700	312,400	1,500	7,800	2.56	52	317,300	2,200	325,900	1,800	8,600	2.71
53	306,300	1,400	313,900	1,100	7,600	2.48	53	319,500	1,600	327,700	1,300	8,200	2.57
54	307,700	1,600	315,000	1,300	7,300	2.37	54	321,100	2,100	329,000	1,800	7,900	2.46
55	309,300	1,500	316,300	1,200	7,000	2.26	55	323,200	2,100	330,800	1,800	7,600	2.35
56	310,800	1,400	317,500	1,000	6,700	2.16	56	325,300	1,900	332,600	1,600	7,300	2.24
57	312,200	1,300	318,500	1,300	6,300	2.02	57	327,200	1,500	334,200	1,100	7,000	2.14
58	313,500	1,500	319,800	1,300	6,300	2.01	58	328,700	1,900	335,300	1,900	6,600	2.01
59	315,000	1,400	321,100	1,200	6,100	1.94	59	330,600	2,100	337,200	2,000	6,600	2.00
60	316,400	1,400	322,300	1,100	5,900	1.86	60	332,700	2,100	339,200	1,900	6,500	1.95
61	317,800	900	323,400	500	5,600	1.76	61	334,800	1,700	341,100	1,300	6,300	1.88
62	318,700	1,000	323,900	700	5,200	1.63	62	336,500	2,100	342,400	1,700	5,900	1.75
63	319,700	900	324,600	600	4,900	1.53	63	338,600	1,900	344,100	1,600	5,500	1.62
64	320,600	1,100	325,200	800	4,600	1.43	64	340,500	2,000	345,700	1,700	5,200	1.53
65	321,700	700	326,000	600	4,300	1.34	65	342,500	2,000	347,400	1,700	4,900	1.43
66	322,400	900	326,600	800	4,200	1.30	66	344,500	1,800	349,100	1,700	4,600	1.34
67	323,300	800	327,400	800	4,100	1.27	67	346,300	2,000	350,800	1,900	4,500	1.30
68	324,100	700	328,200	700	4,100	1.27	68	348,300	1,900	352,700	1,900	4,400	1.26
69	324,800	800	328,900	800	4,100	1.26	69	350,200	1,800	354,600	1,800	4,400	1.26
70	325,600	700	329,700	700	4,100	1.26	70	352,000	1,800	356,400	1,800	4,400	1.25
71	326,300	700	330,400	600	4,100	1.26	71	353,800	1,700	358,200	1,700	4,400	1.24
72	327,000	600	331,000	600	4,000	1.22	72	355,500	1,700	359,900	1,700	4,400	1.24
73	327,600	400	331,600	400	4,000	1.22	73	357,200	1,500	361,600	1,400	4,400	1.23
74	328,000	600	332,000	600	4,000	1.22	74	358,700	1,200	363,000	1,200	4,300	1.20
75	328,600	500	332,600	500	4,000	1.22	75	359,900	1,500	364,200	1,500	4,300	1.19
76	329,100	500	333,100	500	4,000	1.22	76	361,400	1,200	365,700	1,200	4,300	1.19
77	329,600	500	333,600	500	4,000	1.21	77	362,600	1,000	366,900	1,000	4,300	1.19
78	330,100	400	334,100	400	4,000	1.21	78	363,600	1,000	367,900	1,000	4,300	1.18
79	330,500	400	334,500	400	4,000	1.21	79	364,600	1,100	368,900	1,100	4,300	1.18
80	330,900	500	334,900	500	4,000	1.21	80	365,700	1,100	370,000	1,100	4,300	1.18
81	331,400	500	335,400	500	4,000	1.21	81	366,800	900	371,100	900	4,300	1.17

3 級							4 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)	号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)				給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
82	331,900	500	335,900	500	4,000	1.21	82	367,700	1,000	372,000	1,000	4,300	1.17
83	332,400	500	336,400	500	4,000	1.20	83	368,700	900	373,000	900	4,300	1.17
84	332,900	500	336,900	500	4,000	1.20	84	369,600	1,000	373,900	1,000	4,300	1.16
85	333,400	400	337,400	400	4,000	1.20	85	370,600	800	374,900	800	4,300	1.16
86	333,800	500	337,800	500	4,000	1.20	86	371,400	800	375,700	800	4,300	1.16
87	334,300	400	338,300	400	4,000	1.20	87	372,200	900	376,500	900	4,300	1.16
88	334,700	300	338,700	300	4,000	1.20	88	373,100	900	377,400	900	4,300	1.15
89	335,000	400	339,000	400	4,000	1.19	89	374,000	700	378,300	700	4,300	1.15
90	335,400	500	339,400	500	4,000	1.19	90	374,700	800	379,000	800	4,300	1.15
91	335,900	400	339,900	400	4,000	1.19	91	375,500	700	379,800	700	4,300	1.15
92	336,300	400	340,300	400	4,000	1.19	92	376,200	800	380,500	800	4,300	1.14
93	336,700	500	340,700	500	4,000	1.19	93	377,000	600	381,300	600	4,300	1.14
94	337,200	500	341,200	500	4,000	1.19	94	377,600	700	381,900	700	4,300	1.14
95	337,700	400	341,700	300	4,000	1.18	95	378,300	800	382,600	700	4,300	1.14
96	338,100	400	342,000	400	3,900	1.15	96	379,100	800	383,300	700	4,200	1.11
97	338,500	300	342,400	300	3,900	1.15	97	379,900	600	384,000	600	4,100	1.08
98	338,800	400	342,700	400	3,900	1.15	98	380,500	700	384,600	700	4,100	1.08
99	339,200	500	343,100	400	3,900	1.15	99	381,200	700	385,300	700	4,100	1.08
100	339,700	300	343,500	300	3,800	1.12	100	381,900	700	386,000	700	4,100	1.07
101	340,000	300	343,800	300	3,800	1.12	101	382,600	600	386,700	600	4,100	1.07
102	340,300	400	344,100	400	3,800	1.12	102	383,200	600	387,300	600	4,100	1.07
103	340,700	500	344,500	400	3,800	1.12	103	383,800	800	387,900	800	4,100	1.07
104	341,200	300	344,900	300	3,700	1.08	104	384,600	700	388,700	700	4,100	1.07
105	341,500	300	345,200	300	3,700	1.08	105	385,300	800	389,400	800	4,100	1.06
106	341,800	400	345,500	400	3,700	1.08	106	386,100	600	390,200	600	4,100	1.06
107	342,200	500	345,900	500	3,700	1.08	107	386,700	700	390,800	700	4,100	1.06
108	342,700	300	346,400	300	3,700	1.08	108	387,400	600	391,500	600	4,100	1.06
109	343,000	500	346,700	500	3,700	1.08	109	388,000	700	392,100	700	4,100	1.06
110	343,500	500	347,200	500	3,700	1.08	110	388,700	800	392,800	800	4,100	1.05
111	344,000	400	347,700	400	3,700	1.08	111	389,500	600	393,600	600	4,100	1.05
112	344,400	200	348,100	200	3,700	1.07	112	390,100	500	394,200	500	4,100	1.05
113	344,600	500	348,300	500	3,700	1.07	113	390,600	600	394,700	600	4,100	1.05
114	345,100	500	348,800	500	3,700	1.07	114	391,200	600	395,300	600	4,100	1.05
115	345,600	500	349,300	500	3,700	1.07	115	391,800	600	395,900	600	4,100	1.05
116	346,100	400	349,800	400	3,700	1.07	116	392,400	500	396,500	500	4,100	1.04
117	346,500	500	350,200	500	3,700	1.07	117	392,900	600	397,000	600	4,100	1.04
118	347,000	500	350,700	500	3,700	1.07	118	393,500	600	397,600	600	4,100	1.04
119	347,500	500	351,200	500	3,700	1.06	119	394,100	500	398,200	500	4,100	1.04
120	348,000	400	351,700	400	3,700	1.06	120	394,600	500	398,700	500	4,100	1.04
121	348,400	500	352,100	500	3,700	1.06	121	395,100	600	399,200	600	4,100	1.04
122	348,900	500	352,600	500	3,700	1.06	122	395,700	600	399,800	600	4,100	1.04
123	349,400	400	353,100	400	3,700	1.06	123	396,300	500	400,400	500	4,100	1.03
124	349,800	400	353,500	400	3,700	1.06	124	396,800	500	400,900	500	4,100	1.03
125	350,200	500	353,900	500	3,700	1.06	125	397,300	600	401,400	600	4,100	1.03
126	350,700	300	354,400	300	3,700	1.06	126	397,900	600	402,000	600	4,100	1.03
127	351,000	400	354,700	400	3,700	1.05	127	398,500	500	402,600	500	4,100	1.03
128	351,400	400	355,100	400	3,700	1.05	128	399,000	500	403,100	500	4,100	1.03
129	351,800	500	355,500	500	3,700	1.05	129	399,500	600	403,600	600	4,100	1.03
130	352,300	500	356,000	500	3,700	1.05	130	400,100	600	404,200	600	4,100	1.02
131	352,800	500	356,500	500	3,700	1.05	131	400,700	500	404,800	500	4,100	1.02
132	353,300	400	357,000	400	3,700	1.05	132	401,200	500	405,300	500	4,100	1.02
133	353,700	500	357,400	500	3,700	1.05	133	401,700	600	405,800	600	4,100	1.02
134	354,200	500	357,900	500	3,700	1.04	134	402,300	600	406,400	600	4,100	1.02
135	354,700	500	358,400	500	3,700	1.04	135	402,900	500	407,000	500	4,100	1.02
136	355,200	400	358,900	400	3,700	1.04	136	403,400	500	407,500	500	4,100	1.02
137	355,600	400	359,300	400	3,700	1.04	137	403,900	600	408,000	600	4,100	1.02
138	356,000	500	359,700	500	3,700	1.04	138	404,500	600	408,600	600	4,100	1.01
139	356,500	500	360,200	500	3,700	1.04	139	405,100	500	409,200	500	4,100	1.01
140	357,000	400	360,700	400	3,700	1.04	140	405,600	500	409,700	500	4,100	1.01
141	357,400	500	361,100	500	3,700	1.04	141	406,100	600	410,200	600	4,100	1.01
142	357,900	500	361,600	500	3,700	1.03	142	406,700	600	410,800	600	4,100	1.01
143	358,400	500	362,100	500	3,700	1.03	143	407,300	500	411,400	500	4,100	1.01
144	358,900	400	362,600	400	3,700	1.03	144	407,800	500	411,900	500	4,100	1.01
145	359,300		363,000		3,700	1.03	145	408,300	500	412,400	500	4,100	1.00
							146	408,800	600	412,900	600	4,100	1.00
							147	409,400	500	413,500	500	4,100	1.00
							148	409,900	500	414,000	500	4,100	1.00
							149	410,400	600	414,500	600	4,100	1.00
							150	411,000	600	415,100	600	4,100	1.00
							151	411,600	500	415,700	500	4,100	1.00
							152	412,100	500	416,200	500	4,100	0.99
							153	412,600	600	416,700	600	4,100	0.99
							154	413,200	600	417,300	600	4,100	0.99
							155	413,800	500	417,900	500	4,100	0.99
							156	414,300	500	418,400	500	4,100	0.99
							157	414,800	600	418,900	600	4,100	0.99
							158	415,400	600	419,500	600	4,100	0.99
							159	416,000	500	420,100	500	4,100	0.99
							160	416,500	500	420,600	500	4,100	0.98
							161	417,000		421,100		4,100	0.98
再任用	256,200		260,000		3,800	1.48	再任用	275,600		279,700		4,100	1.49

5 級						
号給	現行		改定後		引上額 (円)	改定率 (%)
	給料月額 (円)	間差額 (円)	給料月額 (円)	間差額 (円)		
1	288,700	2,100	300,600	2,100	11,900	4.12
2	290,800	2,100	302,700	2,100	11,900	4.09
3	292,900	2,100	304,800	2,100	11,900	4.06
4	295,000	2,100	306,900	2,100	11,900	4.03
5	297,100	2,200	309,000	2,200	11,900	4.01
6	299,300	2,200	311,200	2,200	11,900	3.98
7	301,500	2,200	313,400	2,200	11,900	3.95
8	303,700	2,200	315,600	2,200	11,900	3.92
9	305,900	2,300	317,800	2,300	11,900	3.89
10	308,200	2,300	320,100	2,300	11,900	3.86
11	310,500	2,300	322,400	2,300	11,900	3.83
12	312,800	2,300	324,700	2,300	11,900	3.80
13	315,100	2,300	327,000	2,300	11,900	3.78
14	317,400	2,200	329,300	2,200	11,900	3.75
15	319,600	2,200	331,500	2,200	11,900	3.72
16	321,800	2,300	333,700	2,300	11,900	3.70
17	324,100	2,200	336,000	1,900	11,900	3.67
18	326,300	2,100	337,900	1,700	11,600	3.56
19	328,400	2,100	339,600	1,900	11,200	3.41
20	330,500	2,000	341,500	1,700	11,000	3.33
21	332,500	2,100	343,200	1,800	10,700	3.22
22	334,600	2,000	345,000	1,700	10,400	3.11
23	336,600	1,900	346,700	1,700	10,100	3.00
24	338,500	2,100	348,400	1,800	9,900	2.92
25	340,600	2,000	350,200	1,700	9,600	2.82
26	342,600	2,100	351,900	1,700	9,300	2.71
27	344,700	2,100	353,600	1,700	8,900	2.58
28	346,800	2,100	355,300	1,800	8,500	2.45
29	348,900	2,100	357,100	1,800	8,200	2.35
30	351,000	2,100	358,900	1,800	7,900	2.25
31	353,100	1,800	360,700	1,500	7,600	2.15
32	354,900	2,200	362,200	2,100	7,300	2.06
33	357,100	2,000	364,300	1,800	7,200	2.02
34	359,100	2,200	366,100	1,900	7,000	1.95
35	361,300	2,100	368,000	1,800	6,700	1.85
36	363,400	2,000	369,800	1,500	6,400	1.76
37	365,400	2,100	371,300	1,800	5,900	1.61
38	367,500	2,000	373,100	1,700	5,600	1.52
39	369,500	2,200	374,800	1,800	5,300	1.43
40	371,700	2,100	376,600	2,100	4,900	1.32
41	373,800	2,000	378,700	2,000	4,900	1.31
42	375,800	2,000	380,700	2,000	4,900	1.30
43	377,800	1,800	382,700	1,700	4,900	1.30
44	379,600	1,700	384,400	1,700	4,800	1.26
45	381,300	1,700	386,100	1,700	4,800	1.26
46	383,000	1,700	387,800	1,600	4,800	1.25
47	384,700	1,600	389,400	1,600	4,700	1.22
48	386,300	1,500	391,000	1,500	4,700	1.22
49	387,800	1,400	392,500	1,400	4,700	1.21
50	389,200	1,500	393,900	1,500	4,700	1.21
51	390,700	1,400	395,400	1,400	4,700	1.20
52	392,100	1,500	396,800	1,500	4,700	1.20
53	393,600	1,400	398,300	1,400	4,700	1.19
54	395,000	1,400	399,700	1,400	4,700	1.19
55	396,400	1,300	401,100	1,300	4,700	1.19
56	397,700	1,300	402,400	1,300	4,700	1.18
57	399,000	1,100	403,700	1,100	4,700	1.18
58	400,100	1,000	404,800	1,000	4,700	1.17
59	401,100	1,000	405,800	1,000	4,700	1.17
60	402,100	900	406,800	900	4,700	1.17
61	403,000	800	407,700	800	4,700	1.17
62	403,800	800	408,500	800	4,700	1.16
63	404,600	600	409,300	600	4,700	1.16
64	405,200	700	409,900	700	4,700	1.16
65	405,900	600	410,600	600	4,700	1.16
66	406,500	600	411,200	600	4,700	1.16
67	407,100	600	411,800	600	4,700	1.15
68	407,700	600	412,400	600	4,700	1.15
69	408,300	600	413,000	500	4,700	1.15
70	408,900	600	413,500	600	4,600	1.12
71	409,500	600	414,100	600	4,600	1.12
72	410,100	600	414,700	600	4,600	1.12
73	410,700	600	415,300	600	4,600	1.12
74	411,300	600	415,900	600	4,600	1.12
75	411,900	600	416,500	600	4,600	1.12
76	412,500	500	417,100	400	4,600	1.12
77	413,000	600	417,500	600	4,500	1.09
78	413,600	600	418,100	600	4,500	1.09
79	414,200	600	418,700	600	4,500	1.09
80	414,800	500	419,300	400	4,500	1.08
81	415,300	600	419,700	600	4,400	1.06

令和6年度 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R6.11.5

1 改定内容

(1) 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)		本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
			現行 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)	現行 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
18. 19. 20	→	1年目	161,370	182,600	21,230	13.16	187,000	214,280	27,280	14.59
21. 22. 23	→	2年目	162,470	183,700	21,230	13.07	188,430	215,820	27,390	14.54
24以上	→	3年目	163,570	184,800	21,230	12.98	189,970	217,250	27,280	14.36
		4年目	164,670	185,900	21,230	12.89	191,510	218,790	27,280	14.24
		5年目	165,770	187,110	21,340	12.87	192,940	220,220	27,280	14.14
		6年目	166,980	188,320	21,340	12.78	194,480	221,760	27,280	14.03
		7年目	168,080	189,420	21,340	12.70	195,910	223,300	27,390	13.98
		8年目～	169,180	190,410	21,230	12.55	197,450	224,730	27,280	13.82

(2) 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

現行 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
148,100	166,700	18,600	12.56

2 適用日

令和6年4月1日

3 諾否期限

令和6年11月18日

以 上
(給与課)

令和 7 年度 常勤職員の給与改定について（メモ）

R 6 . 11. 5

1 改定内容

(1) 給料表

職員の昇進意欲と昇格メリットを確保していくため、行政職給料表の 3 級以上について、別紙のとおり改定する。

2 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

3 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上

（給与課）

<行政職給料表>

3級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
1	243,900		
2	245,800		
3	247,700		
4	249,600		
5	251,500		
6	253,400		
7	255,300		
8	257,200		
9	259,100		
10	261,000		
11	262,300		
12	263,700		
13	264,900		
14	266,200	1	266,200
15	267,300	2	267,300
16	268,500	3	268,500
17	269,600	4	269,600
18	270,700	5	270,700
19	271,900	6	271,900
20	272,700	7	272,700
21	274,000	8	274,000
22	275,100	9	275,100
23	276,200	10	276,200
24	277,600	11	277,600
25	278,700	12	278,700
26	280,000	13	280,000
27	281,100	14	281,100
28	282,300	15	282,300
29	283,400	16	283,400
30	284,800	17	284,800
31	286,000	18	286,000
32	287,100	19	287,100
33	288,400	20	288,400
34	289,200	21	289,200
35	290,400	22	290,400
36	291,700	23	291,700
37	293,100	24	293,100
38	294,700	25	294,700
39	295,800	26	295,800
40	296,800	27	296,800
41	298,100	28	298,100
42	299,200	29	299,200
43	300,400	30	300,400
44	301,600	31	301,600
45	302,600	32	302,600
46	304,100	33	304,100
47	305,600	34	305,600
48	306,900	35	306,900
49	308,300	36	308,300
50	309,600	37	309,600
51	310,900	38	310,900
52	312,400	39	312,400
53	313,900	40	313,900
54	315,000	41	315,000
55	316,300	42	316,300
56	317,500	43	317,500
57	318,500	44	318,500
58	319,800	45	319,800
59	321,100	46	321,100
60	322,300	47	322,300
61	323,400	48	323,400
62	323,900	49	323,900
63	324,600	50	324,600
64	325,200	51	325,200
65	326,000	52	326,000
66	326,600	53	326,600
67	327,400	54	327,400
68	328,200	55	328,200
69	328,900	56	328,900
70	329,700	57	329,700
71	330,400	58	330,400
72	331,000	59	331,000
73	331,600	60	331,600
74	332,000	61	332,000
75	332,600	62	332,600
76	333,100	63	333,100
77	333,600	64	333,600
78	334,100	65	334,100
79	334,500	66	334,500
80	334,900	67	334,900
81	335,400	68	335,400

4級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
1	249,300		
2	250,300		
3	251,200		
4	252,300		
5	253,300		
6	254,500		
7	255,400		
8	257,300		
9	259,200		
10	261,100		
11	262,400		
12	263,800		
13	265,000		
14	266,300		
15	267,400		
16	268,600		
17	270,200		
18	272,000		
19	273,900		
20	275,600		
21	277,400		
22	279,200		
23	281,200		
24	282,900		
25	284,700		
26	286,300		
27	288,200		
28	289,900		
29	291,400		
30	292,600		
31	294,200		
32	295,700		
33	297,300		
34	298,400		
35	299,600	1	299,600
36	300,900	2	300,900
37	302,600	3	302,600
38	304,300	4	304,300
39	305,600	5	305,600
40	306,900	6	306,900
41	307,900	7	307,900
42	309,200	8	309,200
43	310,800	9	310,800
44	312,500	10	312,500
45	314,100	11	314,100
46	315,700	12	315,700
47	317,400	13	317,400
48	319,100	14	319,100
49	320,800	15	320,800
50	322,300	16	322,300
51	324,300	17	324,300
52	325,900	18	325,900
53	327,700	19	327,700
54	329,000	20	329,000
55	330,800	21	330,800
56	332,600	22	332,600
57	334,200	23	334,200
58	335,300	24	335,300
59	337,200	25	337,200
60	339,200	26	339,200
61	341,100	27	341,100
62	342,400	28	342,400
63	344,100	29	344,100
64	345,700	30	345,700
65	347,400	31	347,400
66	349,100	32	349,100
67	350,800	33	350,800
68	352,700	34	352,700
69	354,600	35	354,600
70	356,400	36	356,400
71	358,200	37	358,200
72	359,900	38	359,900
73	361,600	39	361,600
74	363,000	40	363,000
75	364,200	41	364,200
76	365,700	42	365,700
77	366,900	43	366,900
78	367,900	44	367,900
79	368,900	45	368,900
80	370,000	46	370,000
81	371,100	47	371,100

5級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
1	300,600		
2	302,700		
3	304,800		
4	306,900		
5	309,000		
6	311,200		
7	313,400		
8	315,600		
9	317,800		
10	320,100		
11	322,400		
12	324,700		
13	327,000		
14	329,300		
15	331,500		
16	333,700		
17	336,000		
18	337,900		
19	339,600		
20	341,500		
21	343,200		
22	345,000		
23	346,700		
24	348,400		
25	350,200		
26	351,900		
27	353,600		
28	355,300		
29	357,100	1	357,100
30	358,900	2	358,900
31	360,700	3	360,700
32	362,200	4	362,200
33	364,300	5	364,300
34	366,100	6	366,100
35	368,000	7	368,000
36	369,800	8	369,800
37	371,300	9	371,300
38	373,100	10	373,100
39	374,800	11	374,800
40	376,600	12	376,600
41	378,700	13	378,700
42	380,700	14	380,700
43	382,700	15	382,700
44	384,400	16	384,400
45	386,100	17	386,100
46	387,800	18	387,800
47	389,400	19	389,400
48	391,000	20	391,000
49	392,500	21	392,500
50	393,900	22	393,900
51	395,400	23	395,400
52	396,800	24	396,800
53	398,300	25	398,300
54	399,700	26	399,700
55	401,100	27	401,100
56	402,400	28	402,400
57	403,700	29	403,700
58	404,800	30	404,800
59	405,800	31	405,800
60	406,800	32	406,800
61	407,700	33	407,700
62	408,500	34	408,500
63	409,300	35	409,300
64	409,900	36	409,900
65	410,600	37	410,600
66	411,200	38	411,200
67	411,800	39	411,800
68	412,400	40	412,400
69	413,000	41	413,000
70	413,500	42	413,500
71	414,100	43	414,100
72	414,700	44	414,700
73	415,300	45	415,300
74	415,900	46	415,900
75	416,500	47	416,500
76	417,100	48	417,100
77	417,500	49	417,500
78	418,100	50	418,100
79	418,700	51	418,700
80	419,300	52	419,300
81	419,700	53	419,700

3 級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
82	335,900	69	335,900
83	336,400	70	336,400
84	336,900	71	336,900
85	337,400	72	337,400
86	337,800	73	337,800
87	338,300	74	338,300
88	338,700	75	338,700
89	339,000	76	339,000
90	339,400	77	339,400
91	339,900	78	339,900
92	340,300	79	340,300
93	340,700	80	340,700
94	341,200	81	341,200
95	341,700	82	341,700
96	342,000	83	342,000
97	342,400	84	342,400
98	342,700	85	342,700
99	343,100	86	343,100
100	343,500	87	343,500
101	343,800	88	343,800
102	344,100	89	344,100
103	344,500	90	344,500
104	344,900	91	344,900
105	345,200	92	345,200
106	345,500	93	345,500
107	345,900	94	345,900
108	346,400	95	346,400
109	346,700	96	346,700
110	347,200	97	347,200
111	347,700	98	347,700
112	348,100	99	348,100
113	348,300	100	348,300
114	348,800	101	348,800
115	349,300	102	349,300
116	349,800	103	349,800
117	350,200	104	350,200
118	350,700	105	350,700
119	351,200	106	351,200
120	351,700	107	351,700
121	352,100	108	352,100
122	352,600	109	352,600
123	353,100	110	353,100
124	353,500	111	353,500
125	353,900	112	353,900
126	354,400	113	354,400
127	354,700	114	354,700
128	355,100	115	355,100
129	355,500	116	355,500
130	356,000	117	356,000
131	356,500	118	356,500
132	357,000	119	357,000
133	357,400	120	357,400
134	357,900	121	357,900
135	358,400	122	358,400
136	358,900	123	358,900
137	359,300	124	359,300
138	359,700	125	359,700
139	360,200	126	360,200
140	360,700	127	360,700
141	361,100	128	361,100
142	361,600	129	361,600
143	362,100	130	362,100
144	362,600	131	362,600
145	363,000	132	363,000
再任用	260,000	再任用	260,000

4 級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
82	372,000	48	372,000
83	373,000	49	373,000
84	373,900	50	373,900
85	374,900	51	374,900
86	375,700	52	375,700
87	376,500	53	376,500
88	377,400	54	377,400
89	378,300	55	378,300
90	379,000	56	379,000
91	379,800	57	379,800
92	380,500	58	380,500
93	381,300	59	381,300
94	381,900	60	381,900
95	382,600	61	382,600
96	383,300	62	383,300
97	384,000	63	384,000
98	384,600	64	384,600
99	385,300	65	385,300
100	386,000	66	386,000
101	386,700	67	386,700
102	387,300	68	387,300
103	387,900	69	387,900
104	388,700	70	388,700
105	389,400	71	389,400
106	390,200	72	390,200
107	390,800	73	390,800
108	391,500	74	391,500
109	392,100	75	392,100
110	392,800	76	392,800
111	393,600	77	393,600
112	394,200	78	394,200
113	394,700	79	394,700
114	395,300	80	395,300
115	395,900	81	395,900
116	396,500	82	396,500
117	397,000	83	397,000
118	397,600	84	397,600
119	398,200	85	398,200
120	398,700	86	398,700
121	399,200	87	399,200
122	399,800	88	399,800
123	400,400	89	400,400
124	400,900	90	400,900
125	401,400	91	401,400
126	402,000	92	402,000
127	402,600	93	402,600
128	403,100	94	403,100
129	403,600	95	403,600
130	404,200	96	404,200
131	404,800	97	404,800
132	405,300	98	405,300
133	405,800	99	405,800
134	406,400	100	406,400
135	407,000	101	407,000
136	407,500	102	407,500
137	408,000	103	408,000
138	408,600	104	408,600
139	409,200	105	409,200
140	409,700	106	409,700
141	410,200	107	410,200
142	410,800	108	410,800
143	411,400	109	411,400
144	411,900	110	411,900
145	412,400	111	412,400
146	412,900	112	412,900
147	413,500	113	413,500
148	414,000	114	414,000
149	414,500	115	414,500
150	415,100	116	415,100
151	415,700	117	415,700
152	416,200	118	416,200
153	416,700	119	416,700
154	417,300	120	417,300
155	417,900	121	417,900
156	418,400	122	418,400
157	418,900	123	418,900
158	419,500	124	419,500
159	420,100	125	420,100
160	420,600	126	420,600
161	421,100	127	421,100
再任用	279,700	再任用	279,700

5 級			
改定前		改定後	
号給	給料月額 (円)	号給	給料月額 (円)
82	420,300	54	420,300
83	420,900	55	420,900
84	421,500	56	421,500
85	422,000	57	422,000
86	422,600	58	422,600
87	423,200	59	423,200
88	423,700	60	423,700
89	424,200	61	424,200
90	424,800	62	424,800
91	425,400	63	425,400
92	425,900	64	425,900
93	426,400	65	426,400
94	427,000	66	427,000
95	427,600	67	427,600
96	428,100	68	428,100
97	428,600	69	428,600
98	429,200	70	429,200
99	429,800	71	429,800
100	430,300	72	430,300
101	430,800	73	430,800
102	431,300	74	431,300
103	431,900	75	431,900
104	432,400	76	432,400
105	432,900	77	432,900
106	433,500	78	433,500
107	434,100	79	434,100
108	434,600	80	434,600
109	435,100	81	435,100
110	435,700	82	435,700
111	436,300	83	436,300
112	436,800	84	436,800
113	437,300	85	437,300
114	437,900	86	437,900
115	438,500	87	438,500
116	438,900	88	438,900
117	439,400	89	439,400
再任用	320,600	再任用	320,600

令和7年度以降 会計年度任用職員の報酬改定について（メモ）

R6.11.5

1 改定内容

(1) 令和7年度

ア 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)	→	本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
			改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)	改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
18. 19. 20	→	1年目	182,600	180,940	△ 1,660	△ 0.91	214,280	212,340	△ 1,940	△ 0.91
21. 22. 23	→	2年目	183,700	182,030	△ 1,670	△ 0.91	215,820	213,860	△ 1,960	△ 0.91
24以上	→	3年目	184,800	183,120	△ 1,680	△ 0.91	217,250	215,280	△ 1,970	△ 0.91
		4年目	185,900	184,210	△ 1,690	△ 0.91	218,790	216,810	△ 1,980	△ 0.90
		5年目	187,110	185,410	△ 1,700	△ 0.91	220,220	218,220	△ 2,000	△ 0.91
		6年目	188,320	186,610	△ 1,710	△ 0.91	221,760	219,750	△ 2,010	△ 0.91
		7年目	189,420	187,700	△ 1,720	△ 0.91	223,300	221,270	△ 2,030	△ 0.91
		8年目～	190,410	188,680	△ 1,730	△ 0.91	224,730	222,690	△ 2,040	△ 0.91

イ 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
166,700	165,190	△ 1,510	△ 0.91

(2) 令和8年度

ア 非常勤事務補助員

非常勤事務補助員の報酬について、次の報酬月額イメージのとおり改定する。

採用時 年齢 (歳)	→	本市非常勤事務補助員としての経験年数	右記以外の業務				じんかい収集業務			
			改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)	改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
18. 19. 20	→	1年目	180,940	179,280	△ 1,660	△ 0.92	212,340	210,390	△ 1,950	△ 0.92
21. 22. 23	→	2年目	182,030	180,360	△ 1,670	△ 0.92	213,860	211,900	△ 1,960	△ 0.92
24以上	→	3年目	183,120	181,440	△ 1,680	△ 0.92	215,280	213,300	△ 1,980	△ 0.92
		4年目	184,210	182,520	△ 1,690	△ 0.92	216,810	214,820	△ 1,990	△ 0.92
		5年目	185,410	183,710	△ 1,700	△ 0.92	218,220	216,220	△ 2,000	△ 0.92
		6年目	186,610	184,900	△ 1,710	△ 0.92	219,750	217,730	△ 2,020	△ 0.92
		7年目	187,700	185,980	△ 1,720	△ 0.92	221,270	219,240	△ 2,030	△ 0.92
		8年目～	188,680	186,950	△ 1,730	△ 0.92	222,690	220,650	△ 2,040	△ 0.92

イ 非常勤OB事務員

非常勤OB事務員の報酬について、次のとおり改定する。

改定前 報酬月額 (円)	改定後 報酬月額 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
165,190	163,690	△ 1,500	△ 0.91

2 適用日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 令和8年4月1日

3 諾否期限

令和6年11月18日

以 上
(給与課)

地域手当の見直しについて（メモ）

R 6 . 11. 5

1 趣旨

国において地域間の給与水準の調整に関する枠組みが変更されたことを踏まえ、国の示す級地区分に基づき、地域手当の支給割合を見直すもの

2 内容

支給割合を 10%から 8%に見直す。

なお、激変緩和として、引下げは 1 年につき 1%ずつ段階的に実施していく。

令和 7 年度：9% 令和 8 年度：8%

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

4 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

扶養手当の見直しについて（メモ）

R 6 . 11 . 5

1 趣旨

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応し、子を有する職員に対する生計費の補填を充実させていくために、配偶者に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当を増額するもの

2 内容

次のとおり改定する。

扶養親族		現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	課長以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	部長（参考）	3,500 円	廃止	
子（1 人当たり）		10,000 円	11,500 円	13,000 円

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

4 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

定年前提任用短時間勤務職員への支給手当の拡充について（メモ）

R 6 . 11. 5

1 趣旨

定年前提任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の更なる能力及び経験活用の観点から、給与面における支援策として、新たに住居手当を支給するもの

2 内容

定年前提職員の支給額、支給要件等と同様とする。

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

4 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

初任給基準の見直しについて（メモ）

R 6 . 11 . 5

1 趣旨

民間との給与水準の均衡を目的とする人事院勧告に準じることにより、採用市場における対民間の競争力は一定担保されるものの、同質の改正を実施する自治体間の給与格差は埋まらないことから、本市独自の処遇改善策として、就活生や転職者が重視する初任給を引き上げるもの

2 内容

初任給基準を見直し、各採用区分の初任給を 6 号給引き上げる。

引上げに当たり、見直し前に採用された者の令和 7 年 4 月 1 日時点の給料月額が、見直し後に採用された同等の経歴を持つ者の給料月額を下回ることはないよう、在職者調整を実施する。

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

4 諾否期限

令和 6 年 11 月 18 日

以 上
(給与課)

育児を行う職員の超過勤務の免除範囲の拡大について（メモ）

R 6 . 11. 5

1 趣旨

職員が個性や能力を十分に発揮できる公務職場を実現するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を講じるもの

2 内容

子を養育する職員（会計年度任用職員を含む。）が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと拡大する。

3 実施時期

令和7年4月1日

4 諾否期限

令和6年11月18日

以 上
(給与課)